

【新型コロナウイルス感染症の景気対策】

飲食店等経営安定化支援事業給付金

概要

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年の事業収入が令和元年と比較し50万円以上減少した飲食店、宿泊業、食材酒卸売業等を対象に給付金を支給します。

対象事業者

主として下記の事業を営む者

対象事業者
飲食業
宿泊業
飲食店に食材、酒等を卸す業者
タクシー、代行業

対象要件

- ・ 令和元年と令和2年を比較し、収入減少が50万円以上の者。
- ・ 町内で継続して2年以上営業し、今後も事業活動を継続する意思があること。
- ・ 個人の場合、町内に事業所がある町民であること。
- ・ 法人の場合、町内に事業所または営業所がある中小企業等であること。
- ・ 町税の滞納がないこと。

給付額

収入減少から50万円を減じた残額で上限30万円 ※千円未満切捨て

例1) 収入減少 70万円—50万円＝給付額20万円

例2) 収入減少150万円—50万円＝給付額30万円

申請方法

別紙の申請書を記入し添付書類を添えて令和3年10月31日までに申請してください。

※町ホームページに、申請書の記入例などを掲載しますので、ご確認ください。

よくある質問

Q. 個人事業主も対象ですか？

A. 対象です。

Q. 減収を確認できる書類とは何ですか？

A. 個人事業主であれば、令和元年と令和2年の確定申告書控えの写しです。申告書の1枚目に収入額が記載されています。

法人であれば、令和元年8月が含まれている決算を令和元年分、令和2年8月が含まれている決算を令和2年分とした法人税の申告書控えで収入額（売上高）が分かる書類の写しです。

Q. 事業収入に農業収入は含まれますか？

A. 含みません。農業のほか、不動産、給与年金、配当収入なども含みません。

Q. 事業収入の中に、飲食のほかに事業を行っている場合はどうなりますか？

A. 対象となる事業である飲食等を主として（7～8割以上）を営んでいる場合は、申請可能です。

対象外の事業が主である場合は、申請できません。

Q. 事業収入は国の持続化給付金など、コロナ対策で給付された額は、除きますか？

A. コロナ対策の給付額も含めて事業収入額で算定します。

Q. 中小企業者等とは、どのような条件ですか？

A. 資本金又は出資金の総額が、卸売業で1億円以下、サービス業で5,000万円以下であり常時使用する従業員の数が、卸売業100人以下、サービス業50人以下の企業です。

Q. 申告書の提出はどのような方法で出来ますか？

A. 津南町役場観光地域づくり課の窓口に直接提出するか、郵送により提出してください。

【お問い合わせ先】

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地
津南町役場観光地域づくり課 Tel: 025-765-5454